

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年4月21日)

[件 名]

- 淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る「環境保全協定」の締結について
(循環型社会推進課)・・・2
- 東郷湖羽合臨海公園(はわい長瀬地区及び宇野地区)の Park-PFI 事業者・
指定管理者の募集概要について
(まちづくり課)・・・3
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(自然共生課、水環境保全課、まちづくり課、住宅政策課)・・・5

生活環境部

淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る「環境保全協定」の締結について

令和7年4月21日
自然共生社会局循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)の産業廃棄物管理型最終処分場計画について、センター、周辺6自治会(上泉、下泉、西尾原、福平、小波上、小波浜)、米子市及び鳥取県の9者で、周辺地域の生活環境を保全するための協定を締結したので、その概要を報告する。

1 調印式の概要

- (1) 開催日 3月29日(土)
- (2) 会場 鳥取県西部総合事務所 講堂
- (3) 出席者 周辺6自治会代表者、岡本センター理事長、伊木米子市長、平井知事
- (4) 協定書の概要

<環境保全協定上の役割>

協定締結者	役割
6自治会	・センターが実施する生活環境保全対策への協力 ・センターの処分業務を監視し、意見を述べる事が可能
センター	・処分場建設及び運営に係る廃掃法・関連法の遵守 ・地域の生活環境保全のため、万全の策を講じる
鳥取県	・センターの処分業務に対する指導・助言、その他必要な支援 ・センターの処分業務について最終的な責任を負う
米子市	・センターの処分業務により地域の生活環境に支障が生じていないことの確認 ・本協定で定める6自治会による権利の行使等や地域振興の実施に際しての6自治会の支援

<環境保全協定の概要>

① 基本事項

受入廃棄物等	受入廃棄物、搬入日時、搬入経路の限定など
廃棄物の搬入管理	廃棄物の事前調査・検査、車両登録、廃棄物の搬入時の検査など
処分場の維持管理	埋立時の措置、処理水・地下水の水質検査及び周辺環境モニタリングの実施など

② チェック体制

安全監視委員会	委員会の設置、委員会の構成、委員会の役割など
運営状況の監視	委員会による運営状況の監視、監視活動の費用負担など

③ 事故時の対応

事故発生時の対応	事故時の適切な措置、原因究明、再発防止措置、受入れ再開の協議など
被害発生時の対応	処分場に起因する被害が生じた際の補償など

(5) 出席者による意見交換の主な意見と回答

自治会からの意見	県の回答
地域振興が完結するように、行政による伴走支援をお願いします。	4月から西部総合事務所に担当部署を設置し、しっかりフォローする。
地域振興策について、物価高騰にも配慮して欲しい。	柔軟に対応し、フォローする。
地元で河川の維持管理を長年やっているが、行政に援助してもらいたい。	地元の協力を仰ぎながら、河川を維持していく方策を考えたい。
処分事業は長期間に及ぶので、センターがきちんとやり続けるガバナンスとコンプライアンスの監視を行政にお願いしたい。	市、6自治会と相談しながら、センターがしっかり運営できるように考えていく。

2 今後の予定

意見交換時の意見については、6自治会と相談し、県関係機関及び米子市と連携しながら対応していく。

東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）のPark-PFI事業者・指定管理者の募集概要について

令和7年4月21日
くらしの安心局まちづくり課

令和7年11月から東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区。以下「日本海エリア」という。）においてPark-PFI（公募設置管理制度）及び指定管理者制度を組み合わせた管理運営を行う事業者を募集するため、その概要を報告する。なお、募集要件は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での意見を踏まえて決定する。

1 Park-PFI事業者として行う事業

(1) 公募対象公園施設の整備及び管理運営

東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに基づき海浜の自然環境におけるアウトドアを楽しむエリアとなるような公園の活性化及び利用の促進を図る収益施設の整備並びに維持管理及び運営を行う。事業者は、収益施設の設置若しくは管理に当たり、都市公園法に基づく設置管理許可を得て、占用面積に応じた公園施設使用料を県に納入する。

(2) 特定公園施設の整備及び県への譲渡

公募対象公園施設と一体的に整備することにより、公園利用者の利便性の向上に資する園路、広場等の公園施設を整備する。整備の財源には、公募対象公園施設から得られる収益の一部を充てることとする。また、特定公園施設として新たに整備した公園施設は、県に無償譲渡することとし、譲渡後は指定管理者として管理運営を行う。

【公募対象公園施設と特定公園施設】

- 公募対象公園施設：飲食店、売店等の収益施設。事業者が整備及び管理運営に係る費用を負担。
- 特定公園施設：公募対象公園施設周辺に整備する園路、広場等の公共部分。事業者が整備に係る費用を負担し、県が管理運営に係る委託料を支払う。



2 指定管理者として行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、行為許可、占用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
物品販売等の行為の許可や仮設工作物に係る定型的な占用の許可に関する業務（許可に係る料金は指定管理者の収入とする。）
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・広域公園として、県民の心身の健康増進を図るため、県民のレクリエーション活動の振興を図ること。
 - ・公園利用の活性化に繋げるため、公園に親しみ愛着を深めてもらう仕組みを構築すること。
 - ・公園の魅力向上を図るため、キャンプ場、サイクリングロード等の施設や自然環境の特色を活かし、海浜のレクリエーション、自然とのふれあい等のアウトドアを楽しむようにすること。

(2) 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、令和27年3月31日を指定期間の終期とする場合は、総額462,491,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）を上限として、指定管理料を支払う。

※指定期間を1年間減ずるごとに当該額から24,053,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を減じた額を上限とする。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、事業者の収入とする。

4 Park-PFI及び指定管理の期間

令和7年11月1日(予定)から最長令和27年3月31日までの間で事業者が提案する期間とする。
〔最長19年5か月間〕

5 主な応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること(複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体のすべてが要件を満たす法人等であること。)

6 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会を開催し、面接審査等によりPark-PFI事業等の候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、公園に関する有識者(2名)、県職員〔計5名〕

7 スケジュール(予定)

- | | |
|---|-----------|
| (1) 募集の開始 | 令和7年5月中旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和7年6月下旬 |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 令和7年8月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和7年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定(議会の議決を経て行う)、Park-PFI事業者の選定 | 令和7年10月中旬 |
| (6) 管理運営開始(公募対象公園施設・特定公園施設整備に着手) | 令和7年11月上旬 |
| (7) 公募対象公園施設・特定公園施設の運営開始 | 令和8年4月頃 |



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和7年4月21日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
自然共生社会局 自然共生課 (西部総合事務所 環境建築局)	大山登山道線木道改修工事(4工区)	西伯郡 大山町 大山	船越建設 株式会社 代表取締役 船越 秀志	127,600,000 円 (予定価格) 137,230,500 円	令和7年3月31日 ~令和7年12月10日	令和7年3月28日	制限付 一般競争入札 (1社)
くらしの安心局 まちづくり課 (営繕課)	東郷湖羽合臨海公園あやめ池スポーツセンター屋根・外壁改修工事	東伯郡 湯梨浜町 藤津	株式会社 クラエー 代表取締役 西村 博文	228,250,000 円 (予定価格) 230,560,000 円	令和7年3月26日 ~令和7年11月28日	令和7年3月25日	制限付 一般競争入札 (2社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和7年4月21日
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
自然共生社会局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事その3 3(管理棟受変電設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	東芝インフラシステムズ株式会社 中国支社 統括責任者 木下 俊一	(当初契約額) 408,100,000円	令和5年10月27日 ～令和7年3月14日	(当初契約年月日) 令和5年10月27日	—
				(第1回変更契約額) 417,452,200円 (変更額) 9,352,200円	令和5年10月27日 ～令和7年4月30日	(変更契約年月日) 令和7年3月14日	・本工事に関連するNTT施工の回線デジタル化工事の工程見直しによる工期延長及び本工事の完成時の仕様が一部変更になったこと等による工事費の増。
くらしの安心局 住宅政策課 (営繕課)	県営住宅材木町団地第三期エコ改善工 事(60-3棟)(建築)	鳥取市 材木町	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 鶴石 健治	(当初契約額) 206,250,000円	令和6年5月13日 ～令和7年2月28日	(当初契約年月日) 令和6年5月10日	—
				(第一回変更契約額) (変更なし)	(変更工期) 令和6年5月13日 ～令和7年3月24日	(変更契約年月日) 令和7年2月20日	(主な変更理由) ・外壁補修数量の増加による工期延長。
				(第二回変更契約額) 223,723,500円 (変更額) 17473500円	(変更工期) 令和6年5月13日 ～令和7年4月18日	(変更契約年月日) 令和7年3月21日	(主な変更理由) ・外壁補修数量の追加。 ・玄関扉の鉛含有塗料の撤去・処分追加。 ・撤去材の増工対応(外壁シーリング等)。 ・上記増工による工期延長。